

令和8年度 上水工 第4号
具同新水源施設整備工事
(機械設備他)

特記仕様書

令和8年6月

四万十市上下水道課

第 1 章	総 則	-----	1
1.	適用範囲	-----	1
2.	法令・条例等の遵守	-----	1
3.	準拠規格	-----	1
4.	疑義及び不明点	-----	1
5.	承認申請図	-----	1
6.	完成図書	-----	1
7.	施工中検査及び工程写真撮影	-----	2
8.	工事立会	-----	2
9.	工事現場管理	-----	2
10.	工事検査	-----	2
11.	後片付け	-----	2
12.	施工工事	-----	2
13.	軽微な変更	-----	2
14.	仮設物	-----	3
15.	工事用水及び電力	-----	3
16.	保証	-----	3
第 2 章	機械設備仕様	-----	4
第 1 節	個別機器仕様	-----	4
1.	水中ポンプ	-----	4
2.	エアチャンバー	-----	4
第 3 章	工事仕様	-----	5
第 1 節	工事範囲	-----	5
第 4 章	試験及び検査	-----	6
1.	一般事項	-----	6
2.	試験及び検査	-----	6

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は、令和 8 年度上水工第 4 号 具同新水源施設整備工事（機械設備他）における機械設備に適用する。

2. 法令・条例等の遵守

本工事の施工に際し、関連法令・条例等はこれを厳守し、届出・手続き等は請負人が代行すると共に、連絡を密とし工期を遵守する。

また、これらに要する費用は請負者の負担とする。

3. 準拠規格

本工事にて準拠すべき規格並びに工事基準は、特に記載のない事項は下記による。

- （１）電気設備技術基準
- （２）J I S （日本工業規格）
- （３）J E C （電気規格調査会標準規格）
- （４）J E M （日本電機工業会標準規格）
- （５）J C S （日本電線工業会標準規格）
- （６）J I L （日本照明器具工業会規格）
- （７）電力会社内線規定
- （８）その他関係諸法規

4. 疑義及び不明点

工事施工及び製作上において仕様書／設計図等に疑義または不明点が生じた場合本市係員（以下、監督員と称す）の解釈が優先するものとする。

また、本仕様書及び設計図に明示されていない事項でも、本工事に必要な設備は請負者の負担において施工するものとする。

5. 承認申請図

請負者は機器製作及び工事の施工前には必ず承認申請図を提出し、監督員の承認を得ること。

また、承認を得るまで機器製作及び工事施工に着手してはならない。

6. 完成図書

請負者は工事完了後、すみやかに完成図書を提出しなければならない。

完成図書は下記を包含する。

- （１）完成図面
- （２）各種計算書
- （３）検査成績表
- （４）取扱説明書等

7. 施工中検査及び工程写真撮影

- (1) 監督員が工事の施工状況の検査または工事材料の試験若しくは検査を指示した場合は、監督員の検査を受けなければ次の工程に移行してはならない。
- (2) 請負者は監督員の指示に従い、竣工後外部から明視できなくなる箇所あるいは重要と認められる工事に際し、施工状況を撮影し、工事写真帳に整理し監督員が随時点検できるよう常備すること。
また、本工程写真は工事完了届に添えて提出しなければならない。

8. 工事立会

水中・地下等に埋没（埋設）する工事、その他竣工後明視できなくなる箇所を施工するとき、または材料の調合をする工事を施工する場合は、監督員の立会を得て施工するものとする。

9. 工事現場管理

- (1) 請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において施工する別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないよう処置しなければならない。
- (2) 請負者は、工事現場内の労働安全に留意し、風紀及び衛生の取締り並びに火災盗難その他事故防止について責任をもって十分な注意を払わなければならない。
- (3) 工事によって他の既設工作物に損傷を与えた場合は、請負者の負担で修理しなければならない。

10. 工事検査

- (1) 請負者は、工事が完成したときは、請負者立会のうえ、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を受けなければならない。
- (2) 検査に際し、分解検査等を受けた場合は請負者の負担で遅滞なく復旧しなければならない。

11. 後片付け

工事の後片付け、清掃、仮設物の撤去等は監督員の指示により、すみやかに実施し、遅くとも工事期間内に完了しなければならない。

12. 施工工事

- (1) 工事は、設計図書及び本仕様書の規定に従いかつ、関係法規等の定めるところにより優秀な技術をもって責任施工しなければならない。
また、上記仕様書等に明記がない場合でも、必要なものは請負者の負担で施工するものとする。
- (2) 工事は、仕様書・契約書及び設計図書によるほか監督員の指示に従い施工しなければならない。

13. 軽微な変更

工事の取り合いの関係等で軽微な変更を行う必要を生じた場合は、請負者は監督員の承認を受け、請負者の負担において変更施工できるものとする。

14. 仮設物

請負者詰所、工作小屋、材料置場、便所等の仮設物を設ける場合は、位置その他について、監督員の承認を受けなければならない。

15. 工事用水及び電力

- (1) 本工事において設置する機械設備等の試運転調整に要する工事用水、電力、電話等に係る費用は、試運転調整費に含むものとする。
- (2) 仮設詰所等に設置する用水、電力、電話等は、全て請負者の負担において施設するものとする。

16. 保証

請負者は、竣工検査後1ケ年以内に設計または施工等の原因により不具合を生じた場合は、責任をもって補修しなければならない。

第 2 章 機械設備仕様

第 1 節 個別機器仕様

1. 水中ポンプ

(1) 数 量	2 台
(2) 出 力	55kw
(3) 電 源	三相400V 60hz
(4) 口 径	150mm
(5) 揚 程	69m
(6) 吐 出 量	3.3m ³ /min
(7) 材 質	SCS13, SUS304, SUS431
(8) ケーブル	30m 付属

2. エアチャンバー

(1) 数 量	1 台
(2) 容 量	3.0m ³
(3) 材 質	SS400
(4) 圧 力	最高使用圧力0.98Mpa以下
(5) 用 途	飲料水
(6) 塗装仕様	
1) 内 面	水道用液状エポキシ樹脂塗装2回
2) 外 面	錆止めエポキシ/ポリウレタン樹脂塗装2回
(7) 付 属 品	圧力計、安全弁、圧力計元バルブ、排水弁、 異常受水検知器、ブラダ異常検知器、送水逆止弁、 流入弁、端子箱、ドレン弁、その他標準付属品

第 3 章 工事仕様

第 1 節 工事範囲

1. 第 2 章 第 1 節で述べた機器の製作及び据付、廻り配管工事
2. その他必要な工事

第4章 試験及び検査

1. 一般事項

機器及び材料の製作完了後、現場において監督員立会の上、試験及び検査を行う。

また、必要なものについては、所轄官庁の試験及び検査を受けなければならない。

検査は、本仕様書及び設計図書の承認図に基づくほか、J I S 試験等のあるものはそれに準拠する。

2. 試験及び検査

(1) 工場試験及び検査

- 1) 構造、外観及び寸法検査
- 2) 絶縁抵抗測定検査
- 3) 絶縁耐圧試験
- 4) 特性試験及び動作試験
- 5) 組合せ試験及び運転試験
- 6) その他、監督員の必要と認めた試験

(2) 現地試験及び検査

- 1) 構造、外観及び寸法検査
- 2) 機器据付及び取付状況の検査
- 3) 接地抵抗測定検査
- 4) 組合せ試験
- 5) 操作試験及び運転試験
- 6) 特性試験及び総合調整試験
- 7) その他、監督員の必要と認めた試験